くらしのなかの住民登録

異動の届は―十四日以内に

住民登録法は、昭和二十七年七月一日から実施されて今年が十年目にあたつている。

住民登録とは、住所地の市町村役場に住民が、住所の登録を行う制度で、日本に国籍を有する限り必ず登録しなければならないことになつている。

住民登録は、いろいろな行政上の資料に役立てる制度であるとともに、権利、義務に関することがらや、日常生活に必要な証明資料として、いろいろの利便をはかつており、住民の暮らしの中にあつて切つても、切れない深い関係がある。

例えば、学令児童の調査や選挙人名簿の登載など一般行政の基礎資料として活用され、住民票、戸籍の附票は公文書として、市町村の行政の上において重要な位置を占めている。

また土地登記法の改正により名儀変更などの土地登記には、住民票を添付しなければならないことになつているなど住民票の謄、抄本は近時、戸籍の謄、抄本と同じく、その利用度は次第に高くなつている。

ところで、住民登録をしていないと、住民票の謄、抄本、記載事項証明、居住証明、扶養証明などは受けられないから、市外、市内をとわず引越しをしたとき、世帯主を変更したとき、世帯を統合、分離したときなどは、必ず十四日以内に住民登録の届出（転入、転居変更）をしなければならない。

もし、期間内に届出をしないときは、五百円以下の過料に処せられるから注意すべきである。

なお、公職選挙法の改正により、本年から選挙人名簿は住民票により調製することになるなど住民票の重要性は、新らたな観点の上にたつこととなつた。

しかしながら、その届出は完全に励行されていない嫌いがある。住民が権利、義務を正しく履行できるもとは、住民登録の手続きをはやく、正確にすまされることにある。

パパ、ママ、坊も
みんな住民登録
していているネ

生活と電気

ヒューズの話

ヒューズは、電気を使ううえに極めて重要な役目を果たしています。私達はこれによつて電気を安全に使うことができます。この取扱い方を誤まつて大きな災害をひき起し、時によつては財産のみか生命まで失うこともあることを思えば、その取扱い方には充分な注意が必要です。そこで、この月はこのヒューズのあれこれについてのべてみましよう。

(1)ヒューズの役目

▽ヒューズは電気の安全弁です。電線やコードまたはスイッチに限度以上の電気が流れる場合（過電流という。）電線やコードまたはスイッチが危険な温度になる前にきれて事故を防止します。また使用する電気機器が不良品であつたり、電線やコードがショートしている場合などにもヒューズは前記のような働きをして電線やコード、機器類の焼けるのを防ぎます。

▽ヒューズのかわりに針金を入れるのは危険です。針金は、過電流が流れても切れないため、電線やコードなどの温度が上り出火の原因になります。その結果は取り返しのつかないことにもなりかねません。このようなことはもうすでに常識であるといわれながら年々あとを絶つことがないのはどうしたことでしよう。このようなことのないようヒューズの取替には適正容量の品を選ぶべきであります。適正容量のヒューズご入用のお方は四国電力へお申出くだされば無料でさしあげます。

(2)ヒューズの種類

ヒューズには、「普通ヒューズ」と「温度ヒューズ」の二種類があります。

普通ヒューズは電気が流れる際に起きるヒューズ自身の熱で切れますが、温度ヒューズは周囲の温度によつて切れます。従つて温度ヒューズは電気コタツ、電気アンカ、電気毛布などに多く使われ、たとえ温度調節器（サーモスタツト）が故障しても、一定温度以上になると周囲温度によつて切れ、電気を止めます。従つて温度ヒューズのかわりに普通ヒューズを入れることはたいへん危険なことです。前記の電気コタツ、電気アンカ、電気毛布などにはこの温度ヒューズの予備品が付いているのが普通です。温度ヒューズを使い切つたときは、町の電気器具店に行けば簡単に手に入ります。

以上

市内あちこち

コケむした岩によくみられる通称〃一つ葉〃のごとく住所は岩だけでなく、この岡豊町白木谷県道ぞいには、センダンの巨木にがつちりからみついている。（写真）

しかも絶好の住み家とばかり色艶よく繁茂し、物語り顔に珠形ときている〃人間到るところに青山あり〃式で、この分だとエイ知豊かな人間がやりくりすれば宇宙にも住めて、住宅敷地難も緩和されよう。

×

十市の海岸畑ではトマトナスなどの加温園芸のかたわらカーネションを栽培し、最盛期には面積十町歩を越したが、最近は三反歩ほどに減少した。原因は花一代の栽培期間が他の作物より長く、収入も坪当たり五千円くらいといわれる。

このため農家は短期栽培で収穫を上げるキクに転向したもので、すでに相当の成績を上げている。

×

最近市内の小、中学校PTAのうちに、あまりに映画会をやつたり、石けんはもとよりカマまで売らすところがあり、批難されている。もつとも批難する人たちも全面的に拒否するのではなく、他校の分も買わねばならぬハメになることが多いため、支出増になつてくるところから苦情となつたもの。いわゆる競合地帯なるがゆえの悩みで、主催者たちも一考すべきではなかろうか―といつている。

×

市民の中で旧大皇族を守るための近衛師団にはいつたことのある人たちは、最近親睦会を開いた際代表者は「われわれの動きは市政にプラスする」と高言？していたが、その理由を聞きたいとは多数の声。関係者のご説明あれば幸甚。

×

広い南国市にも同名の土地はそうないようだが、二字の地名で、最後に〃戸〃のつくところは、越戸（こえと）切戸（きりと）阿戸（あど）。阿戸は十市で高知市隣接部落、同市へ合併したくてたまらんところ。切戸は前浜、降雨期に後川のハンランでほとんどの水田が侵水するため、カサ上げを計画中。越戸は長岡　坂折山の中ほどで急坂県道。ひところ路面を掘り下げ、坂を少なくする計画があつたがいま立ち消え。＝写真は北から見た越戸（低いところ）

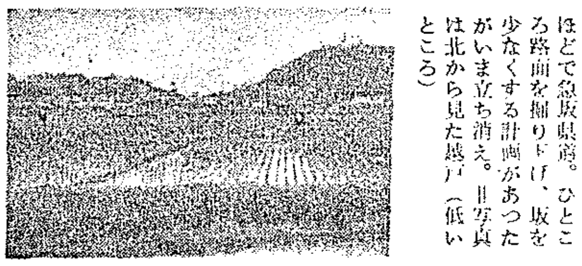

計量器の定期検査と取扱い上の注意

商品の量目と品質の適正化は、総合物価対策の一つとして最近特に重要視されている問題であり、これらを含め計量の安全を確保することは、誠実と信用を売るもととなり、科学的な経営管理の基盤としても商業の振興には、不可欠の要となつている。

一、計量器は正規なもので

1. 法定外の計量器、無検定の計量器、及びメール法以外の目盛のある計量器は、取引きまたは証明の計量に使用してはいけない

プラスチツク製の容器を液体の計量に使用したり、「取引き証明用以外」の巻尺で、繊維製品を計量したり升、合の「ます」や、貫とキログラムの両方の目盛のあるはかりを使用してはならない。

2. 定期検査の励行

取引き、または証明上の計量に使用する計量器（はかり、ます、さしなど）について、市の区域では、毎年一回定期検査を受けなければならない。

3. 修理や、改造は正規の方法で、

検定を受けず勝手に計量器に工作を加え、または尺貫の添目盛をしたりしてはならない。構造上疑わしい計量器は、許可を受けた業者に修理を依頼し、完全なものにする。

二、計量器の使用方法

1. 計量器の用途の制限や、使用範囲の制限を守る。

(イ)はかりの秤量をこえる目方を一度に計つてはならない。

(ロ)はかりで、一目盛の十倍以下の質量を計ってはならない。

被計量物の量と、価格に適応した精度のはかりを、使用するよう努めることが大切である。

(ハ)穀用ます以外のます（液用ます、雑用ます）を、穀類の計量に使用してはならない。

2. はかりの零点の調製や、水平装置を完全にする。

零点は、据付けや、使用状況により変化するから、常に注意して調整する。据付け方法が確実、かつ水平でないと、大きな計量誤差を生じるので、水平装置により完全に水平にする。

3. その他の使用方法

イ、必ず目盛板の正面から観測し、視差を生じる位置からは計量しないこと。

ロ、購売者にも指示量が見られるよう、計量器の配置を考えること。

三、正味量の表示と氏名の付記励行

商品を長さ、質量、または体積により計量して容器に入れ、または包装して販売する者は、その容器、または包装にその商品の正味量を表記し、表記する者の氏名または名称を付記しなければならない。

四、風袋の質量表示

取引き、または証明上の質量の計量に常時使用する風袋には、必ずその質量を表記する。

計量器　必ず受けよう　年1回の定期検査

計量器を取引きなどに使用するものは、計量法によりその事業所の所在する市町村で、毎年一回行われる定期検査を受けなければならないことになつている。

市では、この定期検査を次の日程により行うので、残らず受検されることである。

検査の区域	検査日	受付時間	検査場所
後免町及び野田地区	7月17日	前9時～後2時	南国市役所
大篠地区	7月18日	前9時～前11時30分	大篠公民館
三和地区	7月18日	後1時～後2時	三和支所
十市地区	7月19日	前9時～前11時30分	十市支所
稲生地区	7月19日	後1時～後3時	稲生地区公民館
前浜地区	7月20日	前9時～前11時	前浜農協
日章及岩地区	7月20日	後1時～後3時	日章公民館
長岡地区	7月21日	前9時～正午	東部公民館

衛生

糖尿病

糖尿病は、膵臓から分泌されるインシュリンが健康者より少ないために起る病気で、実験的に、犬の膵臓全部をてき出すれば重症糖尿病を起こすことが証明されている。最近本疾患がふえつつあるが初期には目立つた症状がないため、患者が気がつかず、健康診断の際に、始めて糖尿病を発見される場合が多い本疾患は、肥満体に多く遺伝的にしばしば見られ生活状態にも関係し、栄養および糖分の過剰、その上に運動不足や、精神過労、動脈硬化症等、さらに頭部の外傷も一過性の糖尿病の原因となることがある。本病は四〇台以上の男子に多くみられ、始めには、疲労感、頭痛、不眠等があるも、殆んど健体と変ることがなく主症状は、多尿、口渇を訴えることである。沢山の食餌をとつても脱力感がとれず、次第に体がやせてゆくようになつて始めて気がつくことが多い、尿量は、普通の倍以上（三〇〇〇～五〇〇〇cc）となり、殆んど無色で泡立ち、甘ずつぱい臭がする。本疾患が五年以上の慢性の経過をとれば、蛋白尿高血圧症、網膜炎白内障、浮腫等があらわれ、細菌に対する抵抗力が弱くなり腎盂炎、膀胱炎、さらに皮膚には湿疹、おでき等が生じ、昏睡は続発するに至る性欲減退、坐骨神経痛等も見られる。糖尿病の診断には、食事の前後の検尿は勿論であるが、血液中の糖の検査が特に大切である。

本病の経過を治療並びに予後の判定上からこれを軽症、中等症、重症の三段階に分けてみると、軽症のものは、米飯一三〇瓦（茶碗一杯）を与え、糖尿の有無を三日間しらべ、糖尿の消失する程度で、老人に多く見られる。これは食餌療法によつて、日常生活ができるようになる。中等症は、数週間含水炭素のない食餌を与えることによつて、糖がようやく消失するもので、食餌療法は勿論、注射、服薬を必要とするものである。重症の場合は、含水炭素を全く除いても、糖が消失しないもので多くは若年者にきたる悪性のものである、本症の経過は慢性になりやすく、一時よくなつても再発することが多く、長い経過中、体質や合併症（腎臓、肺、心臓の病気）のため病勢を悪化させ、肺結核、化膿性疾患、膵臓癌等によつて死の転帰をとるようになる。

治療法、注射、インシュリンを毎食前一日三回する方法と、一日一回だけ行う方法がある。その注射量は、糖の尿中、血中に含まれる量によつてことなるので医師の指示によらねばならぬ、最近新ズルフアミン等の内服薬（メリトス）が出来ているが肝、腎疾のある場合は注意を要する。（未完）

山本尚一